

令和6年第12回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和6年12月17日、午前9時30分から、市役所6階 601・602会議室において、令和6年第12回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）

白井 妙子

北川 英一

田中 教仁

上林 秀之

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 涌田 恵一郎

学務課長 佐藤 由美子

指導課長 長澤 慎哉

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 中島 英

図書館課長 久野 由人

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 古川 直広

教育総務課教育総務係 加藤 千佳

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第46号議案

「令和6年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（令和5年度事務事業）について」

(5) 日程第5 第47号議案

「稲城市指定文化財の指定について」

(6) 日程第6 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和 6 年第12回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

 それでは、日程第 1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

 会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

 次に、日程第 2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決しました。

 次に、日程第 3 「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 1 学校開放事業について

学務課長 1 令和 6 年度就学時健康診断について

 2 学校給食費未納者への対応について

 3 感染症等による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について

 4 令和 6 年度児童・生徒数・学級数（令和 6 年11月 1 日現在）について

指導課長 1 担当者事業について

 2 推進事業について

 3 研修事業について

 4 その他について

 5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について

 2 社会教育活動の振興について

 3 芸術文化活動の振興について

 4 二十歳の式典関係について

 5 文化財の保護と普及について

 6 生涯学習推進事業について

 7 放課後子ども教室参加状況（10月分）について

- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 生涯学習課利用統計について（i プラザ10月分、公民館11月分）

- 学校給食課長
- 1 令和6年度第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会会長会について
 - 2 令和6年度第5回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 3 令和6年度第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 - 4 試食会について
 - 5 施設見学について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校との連携について
 - 6 図書館の利用状況（令和6年11月）について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第46号議案「令和6年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（令和5年度事務事業）について」を議題とします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに公表する必要があるもので、提出するものです。

詳細につきましては教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、第46号議案「令和6年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（令和5年度事務事業）」につきまして、説明させていただきます。資料につきましては、タブレットの第46号議案の3ページをご覧ください。

初めに、教育委員会施策の点検・評価につきまして、概要を説明させていただきます。本点検・評価ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育委員会は、毎年、所管事務の管理及び執行状況について、点検と評価を行うこととされております。所管事務につきましては、教育委員会の所管事務の中から、各課が1事業を選定しております。

各事業の所管課が作成いたしました教育委員会施策の点検・評価票、これを基にしまして、教育委員会事務点検評価委員会、また、行政運営評価委員会から評価をいただいております。なお、教育委員会事務点検評価委員会につきましては、先般7月9日、また行政運営評価委員会につきましては10月28日、30日に開催しています。

次のページをお開きください。それぞれの委員会の評価を行いまして、教育委員会総合評価、こちらを事業ごとに行っております。今回は、全ての事業におきましてB評価、現行の事業規模を維持して、着実に実施するのが適当ということで、評価の案を作成しています。

次のページをお願いいたします。こちらからは、各課、各事業における行政運営評価委員会の評価、また、教育委員会の今後の進め方につきまして、説明させていただきたいと思います。評価票につきましては、右下部分を中心に説明させていただきます。

まず一つ目、教育総務課、遊具点検委託に関する部分となります。右下の行政運営評価委員会の評価コメントです。この後も、読み上げの形とさせていただきます。

「『児童・生徒の安全・安心』という目的に基づき、学校事故の未然防止のため、専門業者点検を入れるのは、非常に重要な良い取り組みだと考える。教員による点検と専門業者による点検について、日常的な点検だけでは発見できない部分をフォローし、両者を連携させていくことが大事かと考える。事業目的を踏まえ、点検の結果を受けて安全上の問題があるところはどのくらいの期間でどう対応したか、件数が多かったC判定についてはこういった状態であるのか等、丁寧な記載をお願いしたい。」ということでした。

教育委員会総合評価につきましてはBです。

その下の今後の進め方です。

「今後も、教員による日常的な点検と、3年に1度、有資格者による詳細な点検を継続して行う。また、学校に、点検結果とともに専門家の視点をフィードバックし、学校が日常的な点検に活用する等、両者の連携を図りながら、確実に児童・生徒の安全確保を行っていく。」としています。

なお、行政運営評価委員会のコメントの中で、最後のところですが、「丁寧な記載を評価票でいただきたい」というコメントが入っております。

今回につきましては、この点検・評価票自体が、評価のポイント、成果指標から連動して、担当課の考え、点検評価委員会の評価をいただいている関係で、評価票を修正してしまうと、その流れが崩れてしまうということもありますので、従来、こちらの行政運営評価委員会のコメントをいただいた部分については、翌年度以降に生かすこととさせていただく、そういった考えで、事務局としては記載しております。

続いて6ページの、学務課、就学時健康診断です。右下が行政運営評価委員会の評価コメントです。

「事業の説明について、外国人の方への対応等、とても丁寧に個別対応されていることがよく分かった。子ども達がスムーズな入学を迎えられるように取り組まれているということで、成果として表現いただいてもよいと思う。通知をきちんと行ったことは分かる一方で、『評価のポイント』をこのように示しているのであれば、『何名の方が受診したか、治療を受けたか』を指標に示す必要があるため、評価基準と成果指標の設定については、検討をお願いしたい。」

なお、教育委員会の総合評価はBです。

今後の進め方です。

「今後も児童の健診の機会を逸しないよう、配慮の必要な児童には、必要な対策を講じることで、対象児童全員の受診及び必要な治療を受けられる環境づくりを行い、児童が適切に就学できるよう努める。」としています。

次のページをお願いいたします。指導課の発達検査委託事業です。右下が行政運営評価委員会の評価コメントです。

「市が全部抱え込むのではなく、専門機関がより効果的にできるところは積極的に委託し、さらに申し込みがしやすいようQRコードやフォームを活用することで、スムーズかつ適切な支援に繋がったと理解できた。『特筆的な取り組み』にあるとおり、保護者と教員とが理解を共有しながら、検査結果を実際の支援に活かすことが重要と考える。各機関と連携しながら、引き続き着実に進めていただきたい。」

なお、総合評価についてはBです。

今後の進め方です。

「各機関と連携し、引き続き発達検査の申し込みから結果報告までの時間が短縮できるよう努めていく。また、引き続き保護者と教員とが理解を共有できるよう検査結果報告書の分かりやすい記載に努める。」としています。

8ページをご覧ください。生涯学習課の文化財普及事業です。右下が行政運営評価委員会の評価コメントです。

「稲城市ふるさと郷土芸能まつりを6年ぶりに開催できたということは大きな成果なので、デジタルアーカイブズのような新しい取り組みを進めながら、コロナ禍で影響を受けていた事業を再開したことは、ぜひ成果として分かるよう記載いただきたい。事業の長い歴史の中で、この年度がどういう年度だったかが分かるといい。市民と一緒に作るデジタルアーカイブズという非常に重要な取り組みについて、市民の関わり方など、市民参画の手法を評価票に記載いただけると、より状況が伝わる。」

なお、総合評価についてはBです。

今後の進め方です。

「各種講座や展示・まつり等の既存事業については、引き続き文化財の保全・普及のため継続していく。加えて、デジタルアーカイブズにおいて、今後も市民協働を通じたデータ作成に取り組み、システムへの掲載点数を増やしていくことにより、文化財のさらなる普及・啓発に努めていく。」であります。

9ページをご覧ください。学校給食課の、Instagramを活用した情報発信です。

行政運営評価委員会の評価コメントです。

「給食の献立に加えて、食材・調理の様子を情報発信する取り組みを新規に開始されたことは評価できる。事業目的を踏まえ、生産者や調理員の方等の思いを含めて、食の安全安心に繋がる情報を引き続き表現・発信していただきたい。一方で、費用対効果を考慮し時間をかけ過ぎずに質を上げるには工夫が必要となる。情報収集を重ねていただきながら、一つ一つの写真や動画が魅力的になるよう、検討しつつ進めていただきたい。また、保護者以外の市民の関心も高まるよう、周知方法について引き続きご検討いただきたい。」であります。

総合評価についてはBです。

今後の進め方です。

「効率的な運用を心がけながら、給食の献立以外にも、安心安全な給食の担い手の思いも含めた情報を発信していく。また、投稿への反応等からニーズの分析及び周知方法の検討を行い、保護者をはじめとした市民に安心安全な給食の周知を図っていく。」であります。

最後に10ページ、図書館課、図書館サービスの推進（読書通帳）です。

行政運営評価委員会の評価コメントです。

「子どもだけでなく、ご高齢の方からも好評のご意見をいただいているとのことで、効果的な事業だと受け止めている。一方で、『読書通帳の発行数』を成果指標としているが、これは活動指標に近い。事業目的として『図書館の利用促進に繋げる』を掲げていることから、発行数と来館者数や貸し出し数との関連、利用促進につながったという意見があった等、事業目的を効果的に達成していることを示すデータが必要となる。引き続き周知を図りながら、取り組みを進めていただきたい。」であります。

なお、総合評価についてはBです。

今後の進め方です。

「読書通帳の発行冊数を増やす一方で、読書通帳の発行に伴い、読書習慣の定着や図書館の利用促進に繋がるよう、引き続き周知していくとともに、今後は高校生以上の方にも読書通帳をより広く利用していただけるよ

うに周知方法を工夫する。」です。

以上が各課の事業でございます。

最後に、今後の進め方ですが、本議案をご承認いただきました暁には、2月に広報誌及びホームページで市民の方にこの評価票をご案内いたしまして、図書館等で閲覧を開始する予定です。

また、閲覧を行うとともに、市議会にも評価票を配付するという事で予定しています。

ご説明については、以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

上林委員。

上林委員 学校給食課ですけれども、インスタグラムを活用した情報発信は、非常にいいと思うんですけれども、事業費の内訳が入っておりませんが、それについて説明は何かありますか。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 この事業費につきましては、特段、設備とかそういった新たなものを使ってということではなく、既存のプログラム、そういったものを活用して運用を展開していくので、事業費としては人件費等で考えています。

教 育 長 上林委員。

上林委員 ありがとうございます。しかし、こういうことをするとなると、内訳を多少なりとも入れておいたほうが、市民の方は分かりやすいのではないかと思います。

教 育 長 今の上林委員のご指摘について。
教育総務課長。

教育総務課長 空欄ですと、なかなか分かりづらいところがありますので、例えばゼロを入れるとか、そういった方法等を検討したいと思います。

教 育 長 上林委員。

上林委員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

（ なしの声あり ）

教 育 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

教育委員会施策の点検・評価票の作成につきましては、皆様には、評価委員として、大変長らくご確認、協議を交わしていただきました。

行政運営評価委員会からの評価コメントも、このようになりまして、これからのここに挙げた事業のさらなる推進、そしてまた、ほかの事業につきましてもここでご指摘いただいたこと等を受けまして、教育委員会としての事業を推進していきたいと思えます。ありがとうございました。

これより、第46号議案「令和6年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（令和5年度事務事業）について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第46号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第47号議案「稲城市指定文化財の指定について」を議題といたします。

本案は、稲城市文化財保護条例第4条及び第26条の規定に基づき、稲城市指定文化財の指定を行うため、提出するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、第47号議案につきまして、説明させていただきます。

サイドブックスの、第47号議案「稲城市指定文化財の指定について」の7ページをご覧ください。議案概要説明書の一部を読み上げる形で議案を説明させていただきます。

件名は、「稲城市指定文化財の指定について」です。概要といたしまして、本案は稲城市文化財保護条例第4条及び第26条の規定に基づき、稲城市指定文化財を指定するものです。

指定にあたり、稲城市文化財保護条例第39条の規定に基づき、稲城市文化財保護審議会に諮問を行い、調査研究、審議の結果、令和6年10月29日付で稲城市文化財保護審議会より答申がありました。この答申に基づき、

下記文化財 2 件を市指定有形文化財及び有形民俗文化財に指定するため、本案を提出するものです。

対象といたしましては、瓦谷戸窯跡、昭和31年度出土品、また、十三仏板碑の、以上 2 点となっています。

続きまして、2 ページをご覧ください。先ほど説明いたしました文化財保護審議会からの答申がこちらとなりまして、本年10月29日付で 2 点の文化財につきまして、調査研究、審議の結果、指定文化財候補として適当である旨の記載がされているものです。

続きまして、3 ページをご覧ください。内容と指定理由を読み上げてまいります。

初めに、瓦谷戸窯跡、昭和31年度出土品です。大丸の瓦谷戸窯跡は、奈良時代の武蔵国分寺用の瓦を生産する窯跡として、すでに江戸時代の地誌等にも紹介され、知られていた遺跡です。昭和31年度に初めて学術的な発掘調査が実施され、瓦窯跡 2 基が発見されました。この調査により武蔵国分寺の創建期と武蔵国府に供給された瓦と塼が生産された遺跡であることが判明しております。本資料は、平瓦、丸瓦、軒丸瓦、熨斗瓦、隅切瓦、面戸瓦、方形塼、須恵器で構成されておりまして、奈良時代の武蔵国分寺、国府の造営と瓦の生産状況を解明する資料として、歴史的に重要であるため指定候補とするものです。

続きまして十三仏板碑です。十三仏信仰は、五如来、七菩薩、一明王を集団として信仰するもので、室町時代以降庶民の間で流行したものです。この信仰により造られた十三仏板碑は、比較的にな数が少なく、造立時期は14世紀末から16世紀中頃に限定されるものです。本板碑には、造立時期を示す紀年銘はありませんが、天蓋・蓮台等の形態や三具足（香炉・燭台・華瓶）の状態から文明年間（1469年～1489年）頃と推定されております。全高は71センチメートルで幅は31センチメートルです。十三仏の種子は、上から、虚空蔵菩薩、金剛界大日如来、胎蔵界大日如来、阿弥陀如来、勢至菩薩、観音菩薩、薬師如来、弥勒菩薩、地藏菩薩の順で、9 仏は現存しておりますが、下部にあります普賢菩薩、文殊菩薩、釈迦如来、不動明王の 4 仏は欠損している状況です。また、造立者として「逆修宥覺禅師」と彫られており、市内唯一の例となっています。現在確認されている中世の板碑史料の中でも類例が少なく貴重な歴史資料であるため指定候補とするものです。

以降、4 ページ、5 ページには、各指定文化財候補の写真が、また、6 ページには、その指定及び周知までの流れを記載させていただいております。参考まで、ご覧いただければ幸いです。

説明は以上となります。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより、質疑をお願いいたします。

（ なしの声あり ）

教 育 長 特に質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第47号議案「稲城市指定文化財の指定について」を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第47号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 報告事項を議題といたします。

本日の報告事項は2件です。議事進行の都合により、報告事項2を先に行い、その後、報告事項1を行います。

それでは、報告事項2「第四次稲城市子ども読書活動推進計画（案）の策定について」を図書館課長より、説明をお願いいたします。

図書館課長。

図書館課長 それでは、報告事項2「第四次稲城市子ども読書活動推進計画（案）の策定について」を報告いたします。

第三次稲城市子ども読書活動推進計画の計画期間が令和6年度までとなっていることから、新たに、第四次稲城市子ども読書活動推進計画の策定作業を進めていくものです。

現時点での策定案及び今後の予定について、報告させていただきます。

「1 計画の概要」です。

（1）策定趣旨は、稲城市のすべての子ども達が、図書館・学校・地域・その他のあらゆる場所と機会において、読書を通じて「生きる力」を育むことができるよう、子どもの読書活動を支援し、推進するための計画です。

（2）計画期間は5年間、令和7年度から令和11年度までです。

（3）計画の位置づけですが、「稲城市長期総合計画」、「稲城市教育振興基本計画」を上位計画として、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、稲城市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画として策定しました。

（4）計画の対象ですけれども、ゼロ歳児からおおむね18歳までとなっております。

「2 第三次計画からの主な変更点」です。

(1) 成果指標の見直しと追加。

(2) SNS・スマホの普及による子ども達の環境変化に応じた施策等、新たな取り組み項目を追加。

(3) 各施策を体系的に整理し、SDGsの番号について上位計画と整合性が図られるように修正。

(4) 第四次計画では、稲城市立図書館協議会にて意見を聴取し策定しました。

「3 計画の策定経過」です。

(1) 検討経過として、令和6年6月に稲城市子ども読書活動の推進計画の庁内連絡会を行いました。ここでは第四次計画の策定内容について、携わっていただいている各課の推進する計画内容の見直しや追加を行い、素案を作成いたしました。その後、令和6年7月及び11月の図書館協議会にて素案をもとに意見を聴取し、策定したものです。

(2) 子どもの読書に関するアンケート調査です。こちらは、現在の第四次計画を策定するために調査を実施いたしました。

調査期間は令和6年2月7日から令和6年3月5日まで、調査対象におきましては、乳幼児の保護者、小学1年生から3年生、小学4年生から6年生、中学生、高校生となっております。調査方法につきましては、アンケートについては、二次元コードを読み込んで回答いただく形式といたしました。市内の小・中・高等学校、市内保育園、幼稚園へアンケートを配布したほか、市内の公共施設にアンケートを設置するとともに、市及び市立図書館のホームページにアンケート募集記事を掲載いたしました。

回答数につきましては、5,239人。アンケートのそれぞれの種類の回答者、回答数については、記載の表のとおりです。

次の3ページをご覧ください。第四次稲城市子ども読書活動推進計画(案)を説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。「第1章 計画策定に向けて」です。

続きまして、次ページの2ページに「国の動向」、3ページに「東京都の動向」、4ページから5ページまでは稲城市における第一次から第三次計画までの動向をお示ししています。

続きまして、6ページから7ページまでは、第四次の計画策定の基礎調査としてのアンケート調査の、主な実施結果をまとめたものです。なお、調査結果の詳細につきましては、26ページ以降にあります資料編の中の、29ページから42ページに記載しています。

続きまして、8ページにつきましては、参考ではありますが、不読率として、1か月の間に本を1冊も読まない児童・生徒の割合について、国及び東京都が行った調査の内容を記載しております。

続きまして、10ページにつきましては、第四次計画の概要として、計画

の目的、計画の位置づけ、計画の期間、計画の対象、計画の考え方を記載しております。

11ページは、第一次計画から継続する四つの柱を記載しております。

12ページから13ページまでは、稲城市における四つの計画の柱と連動し設定した成果指標の内容について記載しています。

続きまして、14ページは「第3章 計画の施策」です。

15ページをご覧ください。「1 施策の体系」です。この左側に記載しているのが施策の柱としての四つの取り組みです。各施策の柱の右側に記載しているのが、それぞれの取り組みに関連した施策です。

次に、16ページから25ページまでが、施策の具体的な展開を施策の柱ごとに記載しており、16ページから20までが図書館課の各施策への取り組み項目です。

同様に21ページから22ページは学校における取り組み、23ページから24ページまでは地域における取り組み、25ページは乳幼児施設における取り組みについて、その内容を記載しています。

26ページ以降は資料編として、本計画の策定根拠となる法律、計画策定に伴い行ったアンケートの集計結果、本計画の主な用語の解説です。

計画案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告事項2の最初の資料の2ページにお戻りください。「5 今後の主な予定」です。こちらの計画案につきましては、令和7年1月に福祉文教委員会への報告を行い、その後、令和7年2月に市民意見公募を行います。それから、子どもへの意見公募ですが、こちらは案ですけれども、概要版を作成し容易に回答できるようにして、子どもの意見を聴く機会を設けるといような内容であります。最後に、令和7年3月に計画策定となります。

図書館課からは以上になります。

教 育 長 以上で報告事項2「第四次稲城市子ども読書活動推進計画（案）の策定について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

田中委員。

田 中 委 員 説明を受けて、読書活動の中身がよく分かりました。

この推進のところが、10ページになるのでしょうか。「図書館・学校・地域・家庭等のあらゆる場所」というように明示されているところですが、この「策定の趣旨」のところが「その他」になっています。策定でこれが列記されない理由が何かおありなのかどうか。

図書館課長　　すみません、ページ数をもう一度お願いします。

田中委員　　活動推進計画(案)の10ページ、「1 計画の概要」の(1)計画の目的に、「図書館・学校・地域・家庭等のあらゆる場所と機会において」となっているところですが、家庭の要件も大切なところかなと思っています。一方、報告事項2の最初の資料の「活動計画(案)の策定について」の(1)策定趣旨のところには、「図書館・学校・地域、その他」ということで、「家庭」が省かれております。そこは何か趣旨がおありなのか。そうでなければ、今後の委員会とか市民向けの公募のところでは、「家庭」の部分載せておかれたほうがいいのではないかと思ったところです。

教 育 長　　図書館課長。

図書館課長　　最初の説明部分では省かれておりますが、実際の計画(案)の10ページにございます概要の中では「家庭」という部分は示しておりますので、ご理解いただければと思います。

田中委員　　計画(案)の「家庭」のところは、重要視される部分ではないということですか。

教 育 長　　1枚目の説明資料の「策定趣旨」のところには「家庭」という言葉が明記されていないが、別添資料の「計画の目的」には「家庭」がある。そういう違いはなぜそうしているのかということですが、今、回答がありました。が、「家庭」というのは重視しているという理解でよろしいですよ。

図書館課長。

図書館課長　　実際の計画の中に盛り込んでいますので、説明の部分では省かせていただいたものでございます。

教 育 長　　教育部長。

教育部長　　ここの「目的」と「策定趣旨」は、やはり大事なところですので、田中委員から承ったご意見については、文言を合わせる形で修正させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

教 育 長　　それではその文言は合わせ、「家庭」を重視していくという姿勢ははっきり示すようにしていただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項１「令和７年度稲城市立学校教育課程作成について」です。報告事項１は、予算に関わる案件であることから、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、報告事項１は非公開審議といたします。
これより、非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

（これより報告事項１は非公開審議）

非公開審議

（これにて報告事項１の非公開審議は終了）

（暫時休憩）

教 育 長 再開いたします。
以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

（午前10時39分閉会）